

伊達市中央給食センター調理運営等業務委託プロポーザル実施概要

令和8年7月

伊達市教育委員会

学校給食センター

目次

1	目的	1
2	委託業務概要	1
	（1）委託業務名	
	（2）委託施設名	
	（3）委託業務の範囲	
	（4）契約期間	
	（5）本件委託業務に係る委託料の上限額及び契約について	
3	参加資格要件	2
4	実施日程	3
5	応募に関する提出書類及び応募書類等の提出先及び問合せ先	4
	（1）応募に関する提出書類一覧表	
	（2）応募書類等の提出先及び問合せ先	
6	参加申し込み手続き	5
	（1）受付期限	
	（2）提出方法	
	（3）提出様式	
	（4）提出部数	
7	施設見学	5
8	提案書等の提出	5
	（1）受付期限	
	（2）提出様式	
	（3）提出方法	
	（4）提出部数	
9	審査の実施	6
10	参加の辞退	6
11	選定結果の通知	6
12	選定結果の公表	6
13	留意事項	7
	（1）提出書類	
	（2）実施概要等に関する質問の受付	
14	契約	7
	（1）契約先	
	（2）注意事項	
	（3）失格要件	
15	その他	8

1 目的

この概要は、伊達市教育委員会学校給食センターが行う学校給食の調理業務等を委託するにあたり、プロポーザル方式により事業実施者を選定することについて、必要な事項を定める。

なお、学校給食が教育の一環であることを理解し、今後も安全・安心な学校給食を継続的に安定して供給するため、民間事業者から委託実績に基づいた企画の提案を受け、市の選定基準により審査したうえで、事業実施者を選定することを目的とする。

2 委託業務概要

(1) 委託業務名

伊達市中央給食センター調理運営等業務委託

(2) 委託施設名

伊達市中央給食センター

(3) 委託業務の範囲

ア 調理運營業務

(ア) 食材検収補助業務

(イ) 調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）

(ウ) 衛生管理業務

(エ) 配送回収業務

(オ) 洗浄残滓処理業務

イ 施設維持管理業務

(ア) 建築設備保守管理業務

(イ) 附帯施設保守管理業務

(ウ) 厨房機器保守管理業務

(エ) 食器食缶等保守管理業務

(オ) 施設備品保守管理業務

(カ) 清掃業務

(キ) 警備業務

(ク) 上記各項目に伴う各種申請等業務

(4) 契約期間

契約の日から令和12年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

なお、令和9年3月1日から令和9年3月31日までは業務引継期間とする。

(5) 本件委託業務に係る委託料の上限額 及び契約について

ア 委託料

760,099,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

業務引継費用は3年間の委託料に含む

イ 契約保証金

免除

3 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、本概要及び関係法令等に従い、本委託業務を執行できる十分な資力、能力及び信用を有する者であることとし、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく指名停止処分を参加申込書の提出期限から事業実施者の選定の日まで受けていないこと。
- (3) 飲食店営業の許可を受けていること。
- (4) 委託業務を遂行するために必要な経営基盤として、組織・人員・体制・資金、及び資金等の管理能力・技術能力を有していること。
- (5) 学校給食において、1回3,000食以上を提供する学校給食調理業務の受託実績を参加表明書提出日時点において2年以上有すること。
- (6) 公募開始日から、過去3年間、安全衛生管理及び重大な事故による行政処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続き開始及び、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないもの。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けたものを除く。
- (8) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入し、公募開始日から直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (9) 個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (10) 伊達市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第3号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (11) 事業者は調理等業務の受託にあたり、食中毒や事故発生時対応として生産物賠償責任保険に加入すること。

4 実施日程

以下の日程により実施する。

(1) 実施日程

1	審査委員会（第1回）	令和8年7月8日（水）
2	公募開始（市の公式ウェブサイトで公募）	令和8年7月10日（金）
3	参加表明書提出期限	令和8年7月29日（水）
4	審査委員会（第2回） 事業者の参加資格確認	令和8年8月3日（月）
5	参加資格確認結果通知書の送付	令和8年8月5日（水）
6	施設見学	令和8年8月20日（木）
7	提案書類の作成に関する質問の提出期限	令和8年8月21日（金）
8	質問回答期限	令和8年8月28日（金）
9	提案書類の受付期間	令和8年8月31日（月）～ 令和8年9月4日（金）
10	書類審査	令和8年9月8日（火）～ 令和8年9月15日（火）
11	プレゼンテーション	令和8年9月16日（水）
12	審査委員会（第3回）	令和8年9月16日（水）
13	市長報告 審査委員会での選定結果を報告	令和8年9月17日（木）
14	選定結果通知（事業実施者決定）	令和8年9月18日（金）
15	事業実施者との協議・調整期間	事業実施者決定後 ～令和9年1月31日（金）
16	契約締結	事業実施者との協議・調整終了後
17	引継期間	令和9年3月1日（月）～ 令和9年3月31日（水）
18	業務開始	令和9年4月1日（木）

※日程については変更することがある。

5 応募に関する提出書類及び応募書類等の提出先及び問合せ先

(1) 応募に関する提出書類一覧表

様式第1号	資格審査書類提出書	1部
様式第2号	プロポーザル質問書	必要に応じて
様式第3号	プロポーザル参加表明書兼誓約書	1部
様式第4号	プロポーザル提案書類提出書	正本1部
様式第5号	学校給食への基本的な考え方に関する提案書	正本1部、副本10部
様式第6号	安全衛生管理体制に関する提案書	正本1部、副本10部
様式第7号	各種緊急時における対応に関する提案書	正本1部、副本10部
様式第8号	従業員の配置に関する提案書	正本1部、副本10部
様式第9号	従業員の教育、研修に関する提案書	正本1部、副本10部
様式第10号	施設維持管理に関する提案書	正本1部、副本10部
様式第11号	学校給食等調理配送業務に関する実績表	正本1部、副本10部
様式第12号	経営基盤に関する実績表	正本1部、副本10部
様式第13号	欠格事項確認書	1部
様式第14号	見積書	1部
様式任意1	飲食店営業の許可を受けていることを証明できる資料(許可書の写し等)	1部
様式任意2	賠償保険加入状況関係書類(保険証書の写し等)	1部
様式任意3	社会保険料に滞納がないことの証明書(証明年月日が3か月以内のもの)	1部

《注意事項》

作成にあたっては、下記のとおりとすること。

ア 正本の表紙には事業者名および代表者名を標記の上、代表者印を押印すること。

副本の表紙には白紙一枚とすること。

「様式第5号」から「様式第12号」までの規格は、A4縦版・横書き・左綴じ簡易製本とし、一連ページ番号を付すこと。なお、表紙以外に事業者名、及び事業者名に類する標記をしてはならない。

イ 「様式第14号」見積書には、1年ごとの経費の内訳書を添付すること。

ウ 提出された書類はその理由に関わらず返却しない。また市から追加書類の提出、記載内容の質疑等があった場合は、その指示に従うこと。

(2) 応募書類等の提出先及び問合せ先

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋17番地1

教育委員会学校給食センター(伊達市中央給食センター)

TEL024-575-5311

FAX024-576-2791

E-mail: h-kyusyoku@city.fukushima-date.lg.jp

6 参加申し込み手続き

参加を表明する事業者（以下「参加事業者」という。）は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月29日（水）午後4時まで

(2) 提出方法

「5（2） 応募書類等の提出先及び問合せ先」に持参又は郵送等とする。

郵送等の場合は提出期限内必着とする。

(3) 提出様式

ア 様式第1号「資格審査書類提出書」

イ 様式第3号「プロポーザル参加表明書兼誓約書」

ウ 様式第11号「学校給食等調理配送業務に関する実績表」

※受託実績を証する契約書等の写しを添付

エ 様式第12号「経営基盤に関する実績表」

※直近2か年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書を添付

オ 様式第13号「欠格事項確認書」

カ 様式任意1「飲食店営業の許可を受けていることを証明できる資料、許可書の写し等」

キ 様式任意2「賠償保険加入状況関係書類（保険証書の写し等）」

ク 様式任意3「社会保険料に滞納がないことの証明書（証明年月日が3か月以内のもの）」

(4) 提出部数

「5（1） 応募に関する提出書類一覧表」に掲げる部数

7 施設見学

参加資格審査の結果、参加資格を有することとなったプロポーザルへの参加事業者に対し、施設見学を実施する。施設見学は3名以内とし、衛生衣（白衣、帽子、手袋等その他必要と思われるもの。）は参加事業者にて用意し、衛生管理チェック表への記入と検便検査結果（見学日前1か月以内）を提出すること。その他、施設担当者の指示に従うこと。

8 提案書等の提出

参加事業者は、提案書類等の受付について 下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月4日（金）午後4時まで

(2) 提出様式

「5（1） 応募に関する提出書類一覧表」に掲げる書類のうち、「6 参加申し込み手続き」において提出済みの書類及び様式第2号「プロポーザル質問書」を除く書類。

(3) 提出方法

「 5 (2) 応募書類等の提出先及び問合せ先」に持参又は郵送等とする。
郵送等の場合は提出期限内必着とする。

(4) 提出部数

「 5 (1) 応募に関する提出書類一覧表」に掲げる部数。

9 審査の実施

- (1) 審査を実施するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）については、伊達市プロポーザル方式の実施手続に関する要綱及び伊達市中央給食センター調理運営等業者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領に基づき設置するものとする。
- (2) 審査のうち書類審査は、伊達市中央給食センター調理運営等業務委託の事業実施者審査基準に基づいて仮評価を行う。
- (3) 審査のうち事業者ヒアリングは、参加事業者によるプレゼンテーションを受けた後に質疑応答を行い、審査委員会が審査基準に基づき、仮評価の修正を行ったうえで、事業実施者を決定する。
事業者ヒアリングの日時、会場などの詳細は、参加事業者に別途通知する。
- (4) 各参加事業者のプレゼンテーションは 20 分以内とし、その後質疑応答を 20 分以内で行う。
- (5) 出席者は、提案書類等の内容を熟知している者 5 人以内とし、事業者ヒアリングの出席者報告書（任意様式）により報告すること。
- (6) 実施方法は自由形式とする。電子機器を用いて行うことができるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機材は参加事業者において用意すること。
- (7) 評価基準は、添付資料「伊達市中央給食センター調理運営等業務委託の事業実施者審査基準」内の「別表 1 評価基準表」による。

10 参加の辞退

プロポーザル参加表明書を提出した後に審査を辞退しようとする者は、参加辞退届（任意様式）により参加を辞退することができる。

11 選定結果の通知

- (1) 選定結果は、参加事業者 に文書で通知する。
- (2) 選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

12 選定結果の公表

選定結果については、伊達市公式ウェブサイトに掲載する。

1 3 留意事項

(1) 提出書類

- ア 参加事業者は、参加表明書の提出をもって実施概要等の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 応募に関しての必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- ウ 実施概要等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は必要があるときは、実施概要等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することが出来る。なお、選定結果にかかる公表等を行う場合などに、応募書類の内容の一部を使用することが出来るものとする。

(2) 実施概要等に関する質問の受付

- ア 質問は、参加事業者が行い、下記のとおりとする。
 - ・提出様式
様式第2号「プロポーザル質問書」
 - ・提出期限
令和8年8月21日（金） 最終日は午後4時まで とする。
 - ・提出方法
「5（2） 応募書類等の提出先及び問合せ先」
- イ 質問に対する回答
 - ・参加資格を有する参加事業者全員に電子メールにて回答し、掲載した回答は本概要及び仕様書と一体のものとして効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等による個別対応は行わない。

1 4 契約

(1) 契約先

審査を経て最も評価の高い参加事業者1社を事業実施者とし、契約の締結交渉を行う。最高評価点の参加事業者が2社以上の場合 は、審査委員会委員長が決するところにより決定された1社を事業実施者 とする。

なお、 事業実施者との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者と協議に入るものとする。

(2) 注意事項

- (ア) 委託契約者の決定については、当市の内部手続きを経て決定となるものであり、選定結果の通知をもって委託契約の相手方と約するものではない。
- (イ) 調理業務を一括して再委託することは禁止する。
- (ウ) 委託契約の条件等は、市と事業実施者と協議の上、別に定めるものとする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ウ 参加資格要件を満たしていない場合
- エ 本件の審査員と故意に接触した場合

- オ 提出資格を与えた者以外が提案した場合
- カ 提案者が他人の提案を代理した場合
- キ 見積書の金額が、委託料の上限額を超えた場合
- ク 事業者ヒアリングに参加しなかった場合
- ケ 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- コ 全ての審査終了後の総合評価点が満点の5割未満の場合
- サ その他、本概要の内容に違反する場合

15 その他

- (1) 参加事業者が1社の場合 は、 審査委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、事業実施者 として選定する 。
- (2) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断した場合は、事業実施者を選定しないものとする。
- (3) 本契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、次の条件付き解除条項（予算の減額又は削除に伴う特約）を付した契約となる。
 - ア 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、伊達市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、伊達市はこの契約を解除することができる。
 - イ 相手方が正当な理由なくして本契約に違反したときは、この契約を解除することができる。
 - ウ 前2項の契約の解除に伴い、解除の時から契約期間満了時までの契約金額に基づき、双方協議のうえ違約金を相手方に請求することができる。この場合、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- (4) 契約に関する全ては、伊達市財務規則（平成18年1月1日規則第39号）及び伊達市一般業務委託契約約款（平成20年4月1日告示第56号）及び市の指示による。
- (5) この概要は、令和8年7月1日から施行し、受託者と当該契約を締結した時点で廃止する。

《添付資料》

- ・様式（第1号～第14号）
- ・伊達市中央給食センター調理運営等業務委託の事業実施者審査基準
- ・伊達市中央給食センター調理運営等業務委託仕様書